

1 どなたの証明が必要ですか									
住 所		旭川市 7条通9丁目48番地							
		※改製原住民票・除票を請求される場合は、旭川市に住民登録していた当時の住所をご記入ください。							
氏 名		フリガナ アサヒカワ タロウ 旭川 太郎 明・大・昭・平・令 49年 7月 9日生				ほかに世帯一部の ものが必要なときは その方の氏名		フリガナ	
2 何が必要ですか（350円/通）									
住民票		世帯全員 1 通		表記方法の選択		表示人数		証明書の記載内容	
		世帯一部 通		☒ 連記式		1枚につき 最大4人表示		氏名、生年月日、 住所（現住所及び旭川市に転入する前の住所）	
令和6年1月1日以降の内容が記載されます。				☐ 個人式		1枚につき 1人ずつ表示		氏名、生年月日、世帯変更の経過 住所（旭川市内での転居の経過※）、など	
改製原住民票		通		住民票（個人式）・改製原住民票・除票のとき記入					
令和5年12月31日以前の内容が記載されます。				個人式における旭川市内での転居の経過は基本的には記載が省略されており、特に証明が 必要な住所がある場合のみ記載されます。必要な住所がある場合はご記入ください。 （記入した住所以降の経過が記載されます。）					
除票		通		記載事項証明の留意事項					
(旭川市外への転出・死亡等により除票になった方はこちら)				提出先からの指定の様式があれば添付してください。ない場合は本市の様式で作成するため、 「3 記載内容・使用目的等」の該当箇所にチェックを付けてください。なお、氏名(旧氏)、生年月日、 現住所、住民となった年月日、住所を定めた年月日、届出日、転入前住所は必ず記載されます。					
※令和6年1月1日以降に除票になった方で、令和5年 12月31日以前の旭川市内での転居の経過の記載が 必要な場合、改製原住民票も必要になることがあります。									
記載事項証明		通							
不在住証明		通							
3 記載内容・使用目的等（住民票・改製原住民票・除票・記載事項証明の場合）									
日本人の方（本籍地、世帯主）		☒ 全部記載 ☐ 本籍地・筆頭者 ☐ 世帯主・続柄 ☐ 全部記載しない							
外国人の方（特有事項、通称の履歴、続柄）		国籍・地域、法第30条の45規定区分、在留情報、在留カード等の番号							
☐ 全部記載 ☐ 特有事項		☐ 通称の履歴 ☐ 続柄							
個人番号（マイナンバー）・住民票コード（亡くなられた方の除票には記載することができません。）		☐ 個人番号 ☐ 住民票コード							
※提出先及び使用目的を必ず記入してください。									
使用目的等		提出先名称： ○○銀行××支店				使用目的： △△△の契約のため			
		※亡くなられた方の除票を請求する場合 → 亡くなられた日： 年 月 日							
備考		※その他特に必要な記載内容がある場合は具体的にご記入ください。							
4 請求者									
住 所 (住民登録地)		〒 070 - 8525 旭川市7条通9丁目48番地							
		※個人番号記載の住民票は、記載されている本人宛てに送付します。							
氏 名		フリガナ アサヒカワ タロウ 旭川 太郎				生年月日		大・昭・平・令 49年 7月 9日	
		※法人、弁護士等の請求の場合は代表者印・職印を押印してください。							
電話番号 (携帯電話可)		090 - XXXX - XXXX				証明書に記載されている方から見てあなたは ☒ 本人または同一世帯員 ☐ その他（関係： ）			
		※日中に連絡のとれるもの							
↓証明書の送付先が、住民登録している住所と異なる場合は、以下も記入してください。									
送付先住所		〒 -				送付先が 異なる理由			
5 郵送での請求先・問い合わせ先（旭川市に住民登録がある方）									
※請求先は住民登録のある市区町村です。									
請求書 (この用紙)		請求者の 本人確認書類		定額小為替 (又は普通為替)		切手 返信用 封 筒		戸籍資料	
マイナンバーカード(顔写真) 運転免許証、保険証などの写し(現住所がわかるもの)		郵便局で購入したもの ※指定受取人欄等の記入欄は記入 せず(空欄のまま)送付してください。 ※切手、印紙、証紙は不可		請求者の宛先を記 入し、切手を貼った もの ※速達、簡易書留 などを利用する場 合、料金分の切手 を貼ってください。		亡くなられた方の除票を請求す る場合、請求者と請求対象者 の続柄がわかる戸籍の写し ※相続手続等に必要戸籍を 請求する場合、被相続人(亡く なられた方)及び被相続人の戸籍 がある場合、その写しを全て添 付してください。		※証明書に記載さ れている本人また は同一世帯員以 外(除票の場合は 本人以外)の方が 請求する場合に必 要です。	
<送付先・お問い合わせ先> 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地 旭川市役所市民課 電話：(0166)25-6204									
【注意】偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。（住民基本台帳法第46条第2号）									